

これからの福祉行政

横浜市在宅福祉サービス協会構想を素材にして

杉山 彰

- 一 福祉分野における新しい動き
- 二 横浜市在宅福祉サービス協会構想について
- 三 協会構想のポイントと考え方
- 四 今後の福祉行政の課題と必要な展開
- 五 おわりに

一 福祉分野における新しい動き

最近、福祉の分野に従来とは少々違う動きが現われている。

その一つは、市民の自主的な活動の展開である。①地域を基盤にデイケアサービスが実施できる特別養護老人ホームを設立しようという活動（例えば杉並老後を良くする会）②広い意味での福祉活動をして、それを時間で貯蓄し、自分で手助けが必要なときにひき出せるという活動（労力銀行）③緊急に相談したり、

逃げこんだりできるもの（いのちの電話、かけこみセンター）④地域の老人に給食を行い、交流や親交を

深めるもの（給食サービス活動）

⑤ホームヘルプサービスを中心に相互のたすけあいを行うもの（全国に多数）など様々なものがここ五、六年位の間に急速にふえてきている。それも、従来の福祉行政等の一環としてではなく独自の展開をしているものが多い。

一方、企業などの市場活動の動きもこの分野で活発になってきている。①有料老人ホーム・高齢者マン

ションの設置運営（建築会社など）

②移動入浴車などによる入浴サービス（自動車会社など）③不動産信託による健康管理、生活設計サービ

ス（信託会社）④介護つきボケ保

険（保険会社）⑤寝たきり老人の一時預り施設（ベッド会社）⑥家

事援助・介護などのホームヘルプサービス（生協・株式会社など）⑦

日常生活の雑用代行（便利屋）などと枚挙にいとまがない程である。

なぜ、今このような活発な動きが見られるのだろうか。市民の選択の幅が広がるという意味では歓迎すべ

きであろうが、福祉行政に携わる者としてはもう少し突っ込んで考えてみなければなるまい。

私なりに考えてみても、三つの大きなポイントがあるように思える。

①社会的な変化の波の影響

社会構造の変化（人口構造の高齢化、産業構造の変化、都市化）、生活構造変化（核家族化、家庭機能の外部分化、余暇の増大、女性の社会参加の進展、地域における生活のつながりの希薄化）、生活意識の変化（扶養・被扶養意識、夫婦の意識、地域連帯感）などの様々な変化の波が織り

なす大きな社会変化によって、福祉の課題が広く市民の中に芽生えていく。

②福祉ニードの多様化

様々な変化の波は、福祉の課題の広がりと共に複雑化をもたらし、これにより個々の市民の福祉ニードも多様化してきた。

③行政の対応と限界

これらの福祉課題の広がりとのニードの多様化は、本来行政が対応するのが適当かどうか疑問になるものも含まれており、また一方従来の行政の福祉サービスは、(イ)所得制限・対象限定。(ロ)量的に不足、質的に不十分。(ハ)公平性・平等性を重んずるあまり、画一的で弾力性を欠く。(ニ)多様なニードに対応する多様な供給方法でない。(ホ)市民の自主性の軽視・地域性の軽視、などの問題点も挙げられよう。

しかし、福祉課題の広がりには、このような行政の福祉サービスの向上に努めるだけで克服されると言い切れるのだろうか。市民の新たな福祉活動のもつ輝きや、はたつたさはどこ

からくるのだろうか。企業が福祉の分野に参加して来るのは何故なのだろうか。これらの動きの独自性と問題はどこにあるのだろうか。

以上のような疑問にこたえずに、従来の福祉行政の延長で事足りるとする訳にはいかないだろう。また従来の民間福祉活動も同じような問題に直面しているに違いない。

二 横浜市在宅福祉サービス 協会構想について

昭和五十九年十二月一日、財団法人「横浜市ホームヘルプ協会」が設立され事業を開始した。現在は、スタートしてから四カ月程たち、船がようやく港から出た状態である。この船が今後どのような航海を経験するかわからないが、この協会のもとになった構想の概要を説明し、右記の問題提起とからみ合せて話を展開してみよう。

① 構想策定への経過

この構想は正式には、横浜市福祉

サービス供給組織研究委員会報告（第一分冊）として「横浜市在宅福祉サービス協会（仮称）最終基本構想」という名称でまとめられている（昭和五十九年三月）。

この構想をまとめた研究委員会には、昭和五十五年から三カ年にわたる横浜市が実施してきた「横浜市高齢化社会予測・対策調査」や「横浜市市老人問題研究会」の報告などをもとに、今後福祉サービスを供給する上で検討が急がれるサービスとその供給組織のあり方について検討するために設けたものである。調査期間は五十七、五十八年度の二カ年間、委員長は三浦文夫日本社会事業大学教授をはじめ、阿部志郎明治学院大学理事長・横須賀キリスト教社会館々々長など五人の学識者、実践家により組織された。そして、五十七年度には、基本理念、五十八年には、基本構想中間報告、最終報告がまとめられた。

② 基本構想の概要

⑦ 基本的な考え方

まず、この検討を行う前提として、従来の福祉サービス供給組織を、(イ)行政型供給組織、(ロ)認可型供給組織、(ハ)市場型供給組織、(ニ)参加型（自発型）供給組織という四つのタイプの供給組織に分類し、(イ)と(ロ)が公共型福祉供給組織、(ハ)と(ニ)を非公共型福祉供給組織とまとめた上で、これらの供給組織の長所と短所を最近の社会情勢の変化と福祉サービスの多様化、拡大の中で検討し、新たな展開が求められているとした。

次に、検討課題の一つである在宅福祉サービスの中核をなすホームヘルプサービス事業の包括的な供給組織の理念として、つぎの四つの原則を掲げた。

第一は、かつての救貧対策とは異なり個々の社会福祉ニードをかかえる人々には誰にも必要なサービスを普遍的かつ公平に提供することである。（普遍性あるいは公平性の原則）

第二は、在宅福祉サービスの中核となるホームヘルプサービスの対象者の個別ニードには、簡易な家事援助等の非専門的ケアサービスに限ら

ず、専門的ケアサービスも含め、何でも包括的に多面的にホームヘルプ・サービスを提供することである。

(包括性の原則)

第三は、対象者の社会福祉ニードに対する即応性又はアクセス性についてであり、サービスが必要とされる時にはいつでも対応できることが重要である。(即応性の原則)

第四は、地域特性になじむサービスが対象者の生活圏でどこでも提供されるといふ地域性又は近隣性があるということである。(近隣性の原則)

これら四つの原則を実現するためには、市民参加が基盤にならねばならず、多面的な市民参加の仕組みを必要としている。このためには、今後における在宅福祉サービスの供給システムは、設立—運営—実施—評価のすべての局面に可能なかぎり市民参加が図られるべきであり、運営面における民間の自主性、開拓性、弾力性を発揮しうるような供給組織が考えられるべきであるとしている。

また、この供給組織は、一面で公

私の役割分担から、市行政の公的責任で必要な助成を行うことが不可欠であり、また、同時にサービス利用者(消費者)の主権を確立するためにも適正な負担を求めることが望まれる。他面では、市民参加の大胆な保障とあわせて、必要な行政の公的規制をはかるといふ点で、公共型福祉供給組織と非公共型福祉供給組織の両面の強みを積極的に兼ね備えた性格をもつことを必要としている。

②—基本構想の骨子

①目的

何らかのハンディキャップによりホームヘルプサービスが必要とする人すべてにニードにもとづいたサービスを提供する。サービスは、良質かつ多面的であり、適正な料金でいつでも必要なだけ提供する。その提供は地域性を配慮して行う。

②機能

この協会はその目的を達成するために、つぎの六つの機能が必要。
・相談とニード評価機能
・サービス調整機能

・情報収集・提供・広報機能

・サービスの担い手の開発と研修・訓練機能

・資金調達機能(基金造成)

・サービス開発及び調査研究機能

③サービスの利用者

何らかのハンディキャップにより、ホームヘルプサービスが必要なすべての人々および世帯(老人、障害児・者、母子、父子、その他援助を必要とする個人・世帯)

④サービスマニユア

サービス利用者の多様なニードに対応する為、ニードの種類・量に対応し、画一的でなく、利用時間や形態が弾力的でサービスの種類も豊富で多面的なメニユアを提供(日常の家事援助、身辺介助などの雑務的作業、留守番、付添い、話相手など。付加的には看護サービス)

しかし、この協会の四つの理念を協会の事業活動の中で実現していくには、多くの研究開発すべき課題が残されており、実際のサービス試行によりメニユアの研究等を行い、その整備拡充が必要であるそのために

は、研究開発機能が重要となる。

⑤組織形態と構成

○法人格

当面は財団法人。事業のつみ重ねにより在宅福祉サービス事業型社会福祉法人格取得を目指す。

○組織構成

図—1のとおり

なお、当面、本部と支部をあわせた形態にする。将来は、サービスの地域での実施体制をくむため、方面別に支部を設置する。

○市民参加のあり方

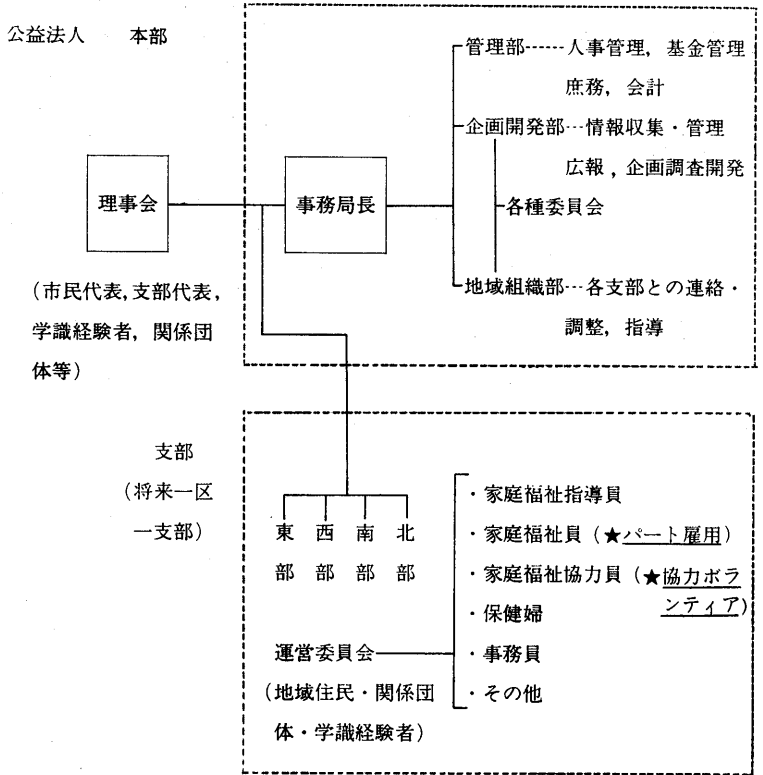
- ・協会発足(設立)への参加
- ・協会組織運営への参加
- ・事業への参加
- ・拠出金による財政への参加
- ・労力提供による参加

⑥マンパワー

○職種構成と雇用形態

- ・家庭福祉指導員(ソーシャルワーカー、コーディネイト、スーパーバイズ機能を担う専門職・常勤)
- ・家庭福祉員(ホームヘルプサービスの担い手・パート雇用)
- ・家庭福祉協力員(家庭福祉員で対

図一 組織構成



公益法人 本部

理事会

事務局長

(市民代表、支部代表、学識経験者、関係団体等)

管理部……人事管理、基金管理
庶務、会計

企画開発部……情報収集・管理
広報、企画調査開発

各種委員会

地域組織部……各支部との連絡・調整、指導

支部 (将来一区一支部)

東部 西部 南部 北部

運営委員会 (地域住民・関係団体・学識経験者)

・家庭福祉指導員
・家庭福祉員 (★パート雇用)
・家庭福祉協力員 (★協力ボランティア)
・保健婦
・事務員
・その他

応できないようなニードに対応。
協力ボランティアの仕組による)

・保健婦ないし看護婦
・事務職

○マンパワーの調達

現行の介護人、職能開発総合センター養成のヘルパーなどを家庭福祉員としてうけ入れる。

家庭福祉協力員は、既存のボランティア組織の協力による協力ボランティアの仕組により地域の家庭福祉をはじめ、学生などの青年層、高齢者、その他職業をもった人などのうけ入れを図る。

○資格・訓練・研修の強化

○フレックスタイム制の導入

○パート福祉職の考え方

ホームヘルプサービスの特徴を考えるとフルタイム雇用という形態になじまないニードとサービスと要員の状況があるので、サービスの中心の担い手である家庭福祉員をパートタイム雇用の福祉職として位置づける。

この考え方は、横浜市が実施したニード及び担い手調査によれば、双方とも短時間・短日数の希望が強いことから言える。

処遇については、パート雇用につきまとう低賃金雇用のイメージを払拭し、フルタイム勤務者とは、働く時間のみが異なる「短時間勤務者」という雇用形態とすべきで、このため有償ボランティアという考え方はとらない。

○協力ボランティアの仕組

ホームヘルプサービスには、訪問活動、話し相手のような精神的援助などに見られるように、そのニードの性質から雇用にもとづく家庭福祉員ではなじまない活動やサービス分野がかなり存在する。

これらの分野は、住民の自発性にもとづいたり、地域の状況に応じた援助が必要な領域であり、協力ボランティアの仕組によることが必要である。この協力ボランティアは、協会への労力による参加ということで、市民参加の重要な一形態である。

この場合の対価は、時間あたりの報酬でなく、むしろ、グループの活動費・奉仕時間貯金制度などとして支払われる方法が考えられる。

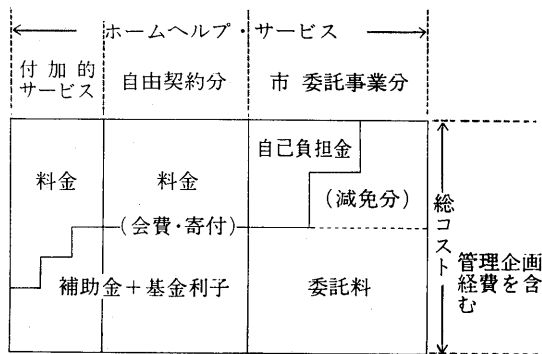
また、この担い手は、将来のサービス利用者が現在のサービス担い手となる意味、換言すればサービスの受益者と担い手の同一化という現代の地域福祉の理念を組織化する一方法という意味がある。

④資金運営
・資金構成

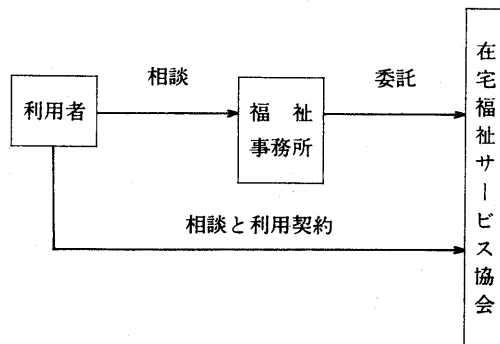
図一2のとおり

市は協会設立団体運営に必要な経費、市委託事業分の費用及び自由契約によるサービスや、付加的サービスのうち料金を適正な水準に保つために必要な部分の経費を負担する。

図一 サービスと資金構成



図一 サービス提供の仕組み



サービス利用者は、適正な水準の料金を支払う。

また、市民各層の運営への参加をはかるため、賛助会費制度や寄付により基金の造成を行うべきであり、このような自主財源をもつことにより、事業運営をより弾力的にし、新規サービスの開発力を担保することになる。

・市民からの基金の調達

基金造成の方法としては、例えば

- ・維持会員制のような方法により市

民から拠出金を求める。

・企業や労働組合、その他事業者や団体などがこの事業を支える必要があり、後援的な意味での寄付などを集める。それは、横浜の発展に貢献した退職者・高齢者の生活を支えるという責務があるからである。

② サービス提供の仕組み

図一のとおりに

③ 留意事項

・本協会の事業が定着するまでにはかなりの時間がかかること。

・協会内に有効な研究開発機能が必要なこと。

・既存の福祉事務所、保健所、社会福祉協議会などや各種施設など他の供給組織との関係整備が必要。

・ニード発見システムの整備との関係整理が必要。

・この協会は、将来のサービス拠点として、どのように機能すべきか。以上の課題は、協会の設立過程で改めて重要な検討課題となる。

三 協会構想のポイントと

考え方

この協会構想は、きわめて限定されたサービス領域についての構想でありながら、実に多くの論点を含んでおり、ここでその全てについて述べることはできない。

しかし、なかでも先に述べた福祉分野において、新たに顕在化しつつある問題に関連する点を中心に述べてみたい。

② 構想の提起する問題

⑦ 市民参加

この構想の最大の特徴は、市民参加を大幅に取り入れるところにある。その理由としては、まず第一に、このホームヘルプサービスは、個々の家庭のハンディキャップに基づいて発生してくるニードに対応して行こうとするものである。そのため、当事者の自主性、主体性を基盤にしたきめの細かさが必要なサービスであること。第二には、このサービスは、ニードの存在する地域性を重視して供給されるべきもので、地域社会との関係を抜きに提供できないこと。第三に、現在サービスを必要としない人も、将来サービスを必要とする可能性があり、市民が老後生活(自分自身、親その他)設計をする上で学んでおくこと、また将来に備えておくことは重要である。第四に、高齢化社会の問題や障害者の自立の問題など、今後の社会においては、この種のニードの増大が予想されるが、このような社会的な波には市民・地域社会・企業・行政の協力によるソフトな社会資本(社会的

共同消費手段）が形成される必要があり、様々な形で市民のかかわりが保障される必要があること。

① サービス供給の考え方

社会変動により福祉ニードが広く市民に芽生えていることは先に述べたが、今後のサービス供給は、ニードがある限り所得制限や対象者の属性（老人、障害児者、母子・父子など）による制限などは行うべきではない。現在の福祉各法は対象者別であり、制度もこれにもとづいて細かく縦割りにされており、行政組織も縦割りで構成されているがこの弊害を克服する必要がある。また、所得制限は、基本的には救貧対策の名残りであり、ニードは所得にかかわらず発生する。このような原則に立つて構想されている。

② サービス調整機能

ホームヘルプサービスは、その範囲が広く、専門性の高いサービスから専門性よりも近親性・地域性・ボランティア性が要求されるサービスまでを含む概念になっている。また、ニードにより供給上のきめの細

かさなどの工夫が必要とされる。そして、これらのサービスの一部は、既存の市民活動団体や市の他の制度で実施されているものもある。この意味で、サービス供給にあたっては、これらの資源活用との調整が必要であること。逆に、広くニードに対応するためには、これら既存のサービス供給組織では不足するまたは欠けているサービスをこの協会で用意をするという意味で社会の流動性に対する供給安定性確保への調整機能が必要である。

③ 行政措置サービスと自由契約サービスの二本立て

これは、市民の中には、行政サービス利用に対するステイグマ（烙印心理的抵抗感）が存在しており、契約による福祉サービス利用（購入）を望む場合もある。また、行政によるサービスになじまないものも考えられる。市民の意思や選択性を保障するという意味で、このような方式をもちこんだ。

④ パートタイム雇用

ホームヘルプサービスは、我が国

は、フルタイムとボランティアという二本立てで行ってきた。しかし、ニードの実態からいうと、短時間・短日数の断続的なニードが多く、それも年間の時期により変動するという特色をもっている。また、逆に、九時～五時という時間帯以外にも発生する。そこでサービス供給には、このようなニードに対応した弾力的な供給方法が必要となる。そこで、この構想では、地域における主婦・高齢者などの資源が一定の訓練を経ればこのサービス供給の担い手として最適であることからパートタイム福祉職の提案をした。この意味では、有償ボランティアは否定され雇用が原則となった。また、調査によっても、このような形態で働く希望も高いように思われる。

このパートタイム福祉職には、専門的な訓練が必要となるが、そのほかに、専門的な技術指導や組織的な活動の指示・監督を行うスーパーバイザーをおく。このことにより、サービスの質の確保を図り画一化を防ぐ。

⑤ 地域福祉を目指す

当面組織は、本部一カ所であるが、将来は一区一カ所程度にする（それよりもふえる可能性も考えられる）。その理由は、このサービスは、次第に利用がふえることとサービス提供は地域性を考慮しながら行う必要があり、行政機関（福祉事務所・保健所）なども緊密な連携が必要となるからである。そして、区支部には、運営委員会を置いてきめの細かい連携を図ることが先に示した図一によってわかる。

以上、この構想のポイントとその考え方を述べた。しかし、この構想には残された課題も多い。以下この点についてふれたい。

一つには、在宅福祉サービスは、このホームヘルプサービスのみでなく、他の供給方法（施設の機能を活用するデイケアサービス・一時入所などや、給食サービス・入浴サービス・物品提供などのサービス）で行うサービスをどのように体系的、総合的に用意し、地域的に提供（供給）するかの問題―広い意味での在宅福

社サービスの供給システムの必要性。

二つには、サービス提供にあたって、その質の確保のためのより高次元での仕組をどうつくるのかの問題がある。これは、関係行政機関・主治医などを含めたチームワークによる処遇体制をどうつくり、全体のかかわりの質を上げるかということもからんでいる。

三つには、情報提供とサービス供給の二つをからみあわせて市民に与えるの利便性をいかに向上するかの問題（ニード発見システムの確立も含む）。

四つには、右記二つともからむが、行政の実施責任として重要な、行政機関の機能向上の問題がある。

ホームヘルプサービスなどのサービス供給向上を図る上で、これら行政機関の役割りはますます重要になり、その機能が今以上に向上しないと、サービス供給体制を整備しても十分に活用されないという問題も懸念される。

今回は、ホームヘルプ協会構想を

その素材として述べてきたが、この構想が具体化されている現段階での構想と、現実の協会の内容を比較してみると、①市民参加については、設立時の市民参加は図られているが、基金造成を含めその他の部分の仕組みが未確定である。②マンパワー対策が充実される必要がある。③サービスの質の向上を図る必要がある。④これらを進める上で、事務局の体制の一層の充実が必要などの問題点が見られる。しかし、これらの点については、新しい方式であり、まだスタートして間がないことから今後に期待すべきといえる。

四 今後の福祉行政の課題と

必要な展開

協会の構想を中心に現在の福祉行政の課題を述べたが、これらのことを受けて、ここでは私見として今後の本市の福祉行政を考える上での、いくつかの問題点について述べてみたい。

① 福祉の課題と自治体の福祉行政の役割

先に述べたように、福祉の領域において新たな潮流が生まれている。これは、福祉の課題がいろいろな社会的な変化の結果として、市民の中に広がってきていることのあらわれと言える。

この福祉の課題とは、そもそも社会的に生み出されてくるものであり、これへの対応は、まずその発生原因をつきとめ、その発生する原因・構造を無くすことが求められる。わかりやすくいえば、公害・薬害・自動車事故などは障害児者を生み出す。このような原因は可能な限り除去されるべきである。しかし、原因がもっと複雑な社会的な仕組に求められる場合、そのような単線的な対応では難しい。障害者の社会的不利（ハンディキャップ）・貧困の問題や老人問題など現代の福祉課題の多くは複雑な社会的な原因のからみあい

で発生する。しかし、発生する福祉課題をきちんと分析すればその発生構造も明らかになり、それなりの構造転換の必要性も明らかになると思われる。次に、発生した福祉課題への対応も様々なレベルがあることは周知のことである。大きく分けて国家的なレベルでマクロに対応されるべきものと地域社会の中できめ細かく対応されるべきものがあり、これらの対応が両方機能して、はじめて福祉課題をかかえた市民が自立した生活を地域社会の中で営むことができ。前者の部分は主として国における社会保障法制度の確立や、社会福祉の法制度の確立を例として言うことができよう。この意味で現状では、ともに不備が見られ、国民の社会保障権や社会福祉権の確立が十分でない。このことは国民（住民）へも自治体へも制約となり、福祉課題の再生産の問題が起ってくる。後者の部分は、主として自治体により対応されるべきであろう。しかし、この部分も現状では、不十分な社会福祉法制度の上に機関委任事務という問題のあるかたちで枠組が作られているため、これまでの自治体の福祉

行政は十分に展開できているとは言えない。

そして、これらのことが、今後ますます複雑化し、増大するニードへの対応を迫られているにもかかわらず、行財政の制約という財政的見地からの圧迫として、国から自治体へと現われてきている。

しかし、自治体（特に基礎自治体である市町村）が住民（市民）のニードに直接向き合い、住民とともに福祉課題にとりくむ責任がある以上、これらの制約を考慮に入れたとしたとしても、独自の工夫と民間の福祉関係者はもちろん市民、地域社会、企業などその他の多くの関係者と協力・連携等を行い新たな展開をすすめていくことは可能であるしそのことが求められる。

② 横浜市における条件と可能性

本市は指定都市として、基礎自治体という責任と都道県なみの権限を社会福祉行政の部分では有している。このことは、先述した制約を前提にしてもかなりの対応可能性を有

している。また、人口三〇〇万人規模と大きく地域特性がありながらも、ほぼ全体が市街地化していることなど規模も大きく、まとまりもよい。行政の財政能力も大きく質も高い。福祉行政が今後連携しより総合的な対応をすべき保健医療行政など他の行政分野もそろい、取り組みも進んでいる。また、市民の福祉行政などに対する関心も高く、自主的な活動も活発であるなど多くの好材料が見られる。

③ 本市の福祉行政の課題

今後本市が福祉課題への対応を進めていく上での課題にふれておこう。

① サービス供給の公的責任

冒頭にふれたように、現在、従来福祉行政の領域として考えられる分野において市民や企業などの活動が活発になってきており、福祉行政の新たな展開が求められてきている。それは、市民の側から見ると、それらの活動は自由な社会の中での活動であり、一面で市民の選択性の増大

や新たな地域社会づくりという側面をもっており、これを国家や自治体で一方的に否定・規制（現行社会福祉法制度にはそのような規定は盛り込まれていない）することは妥当ではないと言えるだろう。

しかし、他面これらのサービスでは福祉ニードに対する安定的なサービス供給という面から見ると、量的・質的に問題があったり料金が高く利用が制限されたり、継続的安定的供給ということにリスクがあったりする。そこで、サービスの安定的かつ公平な供給を行政としていかに確保するかというところが公的責任として問題となる。これを行政の「運営責任」と名付けよう。今回のホームヘルプ協会の構想は、自治体がこの運営責任を果たそうとするときの一方で、「横浜方式」と言えよう。

このようにサービス供給システムを整備する際の行政の責任（役割）には、「実施責任」（自ら行わなくてはならない機能）と「運営責任」の二つがあるといえる。そしてこのこ

とは、今後の本市の福祉行政を考える上で重要な点になるだろう。なお、例えば、福祉事務所・保健所などの行政機関の機能として法的に定められている部分は、自治体の実施責任の根幹の一つであるといえる。

④ 住民のアクセスの保障

先に述べたように福祉課題の広がりとそれに対応する法制度（とりわけ、社会福祉権の法的）整備の不分さは、住民の主体性の確立と福祉行政へのアクセス（市民参加や接近の手段等）を明確に保障していない。これに対し、機関委任事務という制約をこえて、自治体は市民のアクセスを制度的に保障することが大切になってくる。今回の協会の市民参加の種々の仕組はその一つの方法である。しかし、協会設立是非の議論の際に指摘されたように、個々の具体的な取り組みの中における市民のかかわりの保障ばかりでなく、今後本市の福祉行政をすすめていく上でのより高次のアクセスの仕組みが検討されていく必要があるだろう。参考までにいえば、このような自治体の

取り組みの例としては、神戸市の「神戸市民の福祉を守る条例」があげられる。

そして、アクセス権の保障を基盤に、市民・地域社会・企業・行政（自治体）がそれぞれの役割分担を明確にし、新たな連携のシステム（新たな社会的協働システムとでも呼ぶべき）を構築することが、これからの高齢化社会等の大きな社会的な波を迎えそれに早期に対応していく上で必要である。

④行政内部の総合化

以上の二点のほかにも、地域社会重視の取り組みの重要性であるとか、サービスの専門性向上などふまえるべき課題はあるが、これらのことを推進するにあたっての自治体の内部の総合化がその前提ともいえるべき課題となる。

この課題に対しては、福祉課題の複雑化や対応方法の進展から次第に

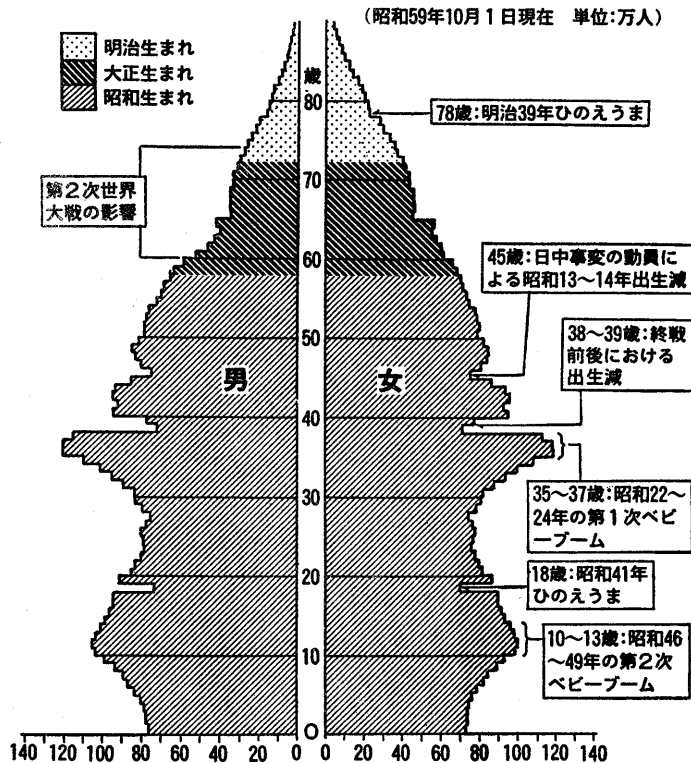
民生局・衛生局をはじめとした局際的な取り組みがふえてきているが、これを一層推進する必要がある。このたび、高齢化社会対策に総合的にとりくむため高齢化対策室が設置されることになったが、これなどは行政内部の総合化を進めようとする動きの大きなモメントとなろう。

五 おわりに

図—4に示したのは、三月二十一日付の毎日新聞トップに掲載された、わが国の昭和五十九年十月一日現在の推計人口の人口ピラミッド図である。

ビヤダる型に移ったと解説されたこの図をみると、この傾向が二〇年後まで続く超高齢社会をわが国でも迎えることになる。横浜では、わが国の高齢化率を上回る二五%の予測もなされている。このことを考

図—4 わが国の人口ピラミッド



えるについても、また、このビヤダるの中で団塊の世代の占めている位置やその子供（第2次ベビーブーム）の占めている位置を考えると、戦争の占めたらす影響のおそろしさとも

に、高齢化社会のもたらす問題の中心にある我々団塊の世代こそがまず真剣に今後の社会づくりを考えなければならぬと実感するのである。

民生局総務部企画課主査